

短期入所療養介護重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている短期入所療養介護利用について、知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからない事、わかりにくい事があれば遠慮なく質問してください。

この重要事項説明書は、大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪府条例第 115 号）に基づき、短期入所療養介護入所利用に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

1. 短期入所療養介護利用サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人 阪本医院
代表者氏名	理事長 阪本 光
所在地	大阪府八尾市大字山畑 5 番地 1 072-941-3222

2. ご利用者への短期入所療養介護利用サービスを提供する事業所について

(1) 事業所の所在地

事業所名称	医療法人阪本医院 介護老人保健施設 悠久苑
介護保険指定事業所番号	2755580020
事業所所在地 連絡先	八尾市山畑 5 番地 1 072-941-3236・3222
管理者	施設長 阪本 登
相談担当者	支援相談員 介護支援専門員 高谷千加子 坂上まゆみ 小山知子
	支援相談員 小嶺百合恵

(2) 事業所の目的及び運営方針

事業の目的：要介護状態になった場合、その利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の世話を行なうことにより、療養生活上の質の向上及び利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減をはかるものとする。

＜介護老人保健施設悠久苑の運営方針＞

- 1.事業所は、介護老人保健施設「悠久苑」の適正な管理と運営を達成するため次のことを方針として運営されるものとする。
- 2.事業所は要介護者様のニーズに対応して、医療ケアと生活サービスを総合的に提供し、明るく家庭的な雰囲気のもと、老人が生きがいを持てるように努め、礼節を重んじ、愛情と誠意を旨とする。
- 3.利用者様の介護状態の軽減若しくは、悪化の防止に資するよう、認知症、心身の状況を踏まえて、利用者の療養を妥当適切におこなう
- 4.相当期間以上にわたり継続して利用する利用者については、短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮しておこなう

- 5.短期入所療養介護にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者その家族に対して、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明をおこなう
- 6.利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむをえない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限しない
- 7.短期入所療養介護の質の評価を行ない、常にその改善を図る。

③ 職員体制

職種	職務内容	人員数
医師	診療及び診療指導	1名
看護師	看護及び介護	24名
介護員	介護及び看護の補助	
理学療法士	リハビリ指導	5名
管理栄養士	栄養管理	1名
介護支援専門員	介護計画の作成	2名
支援相談員	相談業務、地域との連携	2名
事務員	事務長補佐及び庶務会計	3名

3. サービス内容

- ① 短期入所療養介護サービス計画の立案
- ② 食事
- ③ 入浴（介助浴槽のほか、状態に応じて特別浴槽で対応します。）
- ④ 医学的管理 看護
- ⑤ 介護（退所時の支援もおこないます。）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 理美容サービス
- ⑨ 行政手続き代行
- ⑩ その他

★ これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金を頂くものもありますので、具体的にご相談ください。

4. 利用料金

- (1) 短期入所療養介護サービス利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分で、夜勤職員配置加算（夜勤を行なう職員の勤務条件に関する基準を満たし都道府県知事に届け出た事業所の場合 24単位を加算）を含みます。

短期入所療養介護の自己負担額 (地域加算 10.45 円)

従来型	介護度	サービス費 (Ⅲ)	利用者負担額
	要介護 1	9 2 6 単位	9 6 8 円
	要介護 2	1 0 0 3 単位	1 0 4 8 円
	要介護 3	1 0 6 8 単位	1 1 1 6 円
	要介護 4	1 1 2 6 単位	1 1 7 7 円
	要介護 5	1 1 8 5 単位	1 2 3 8 円

◎上記サービス費には夜勤職員配置加算を加算しています

★ 当該施設が決められた算定要件（体制・在宅復帰率・ベッド回転率等）の適応要件により、在宅復帰強化型の算定となります。

(2) 食費 1 日 1 8 0 0 円

(朝食：4 5 0・昼食：7 5 0 円・夕食：6 0 0 円とする)

★ 負担限度額認定書提示により、下記の表のように減額されます。

食費の負担限度額				基準費用額
第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	
3 0 0 円／日	6 0 0 円／日	1 0 0 0 円／日	1 3 0 0 円／日	1 4 4 5 円／日

(3) 滞在費（光熱水費）

★ 負担限度額認定書の提示により、下記の表のように減額されます

	滞在費の負担限度額				基準費用額
	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	
多床室 (相部屋)	0 円／日	4 3 0 円／日	4 3 0 円／日	4 3 0 円／日	4 3 7 円／日
従来型 個室	4 3 0 円／日	4 3 0 円／日	4 3 0 円／日	4 3 0 円／日	4 3 7 円／日

(4) その他の加算

	内容	利用者負担額
送迎加算	送迎を必要と認められた場合片道 1 8 4 単位	1 9 2 円
療養食加算	療養食を提供した場合 1 食につき 6 単位	6 円
緊急時施設療養費	医師の指示により緊急時治療が必要と判断された場合 1 月に 1 回 3 日を限度とし 1 日 5 1 8 単位	5 4 1 円
個別リハビリテーション実施加算	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が 1 日 20 分以上の個別リハビリテーションを行った場合 2 4 0 単位	2 5 1 円

重度療養管理加算	要介護4又は5であって、別に厚生労働大臣が定める状態であるものに対して、医学的管理のもと、短期入所療養介護を行なった場合 120単位/日	125円
緊急短期入所受入加算	利用者の状態や家族の事情等により居宅サービス計画書において計画的におこなうこととなっていない短期入所療養介護を行なった場合 90単位/日 利用を開始した日から起算して、7日を限度とする	94円
総合医学管理加算	計画的に行っていない短期入所療養介護を行なった場合、10日を限度として算定 275単位/日（対象となる方のみ）	287円
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	サービスの所定単位数合計に加算率を乗じた単位数	加算率0.071% （変更となる場合もあります）

5. その他の利用料金

- ① 教養娯楽費・・・倶楽部等の手工芸材料費（クレーパス 画用紙 折り紙 粘土 ゴム風船 その他） 1日 200円
- ② 理美容代・・・2,360円 但し顔そりは別料金 790円
- ③ 電気代・・・テレビ ラジオ ポット 50円/1日（消費税込み）
- ⑤ 死亡診断書等 1通 2,000円（消費税別）
- ⑥ 利用料等の変更・・・事業所はこの契約の内容に定めるうち、利用料等の変更（増額又は減額）を行おうとする場合には、重要事項説明書の一部変更の文書を作成し、利用料等の変更の予定日から1ヶ月以上の期間を置いて、利用者にその内容を説明し同意を得るものとします。

6. 利用料その他の費用の請求方法

- ① 利用料その他の費用は、利用のあった日の合計金額により、請求いたします。
- ② 請求書は利用明細を添えて、利用のあった月の翌月10日頃までに利用者宛にお届けします。

7. 利用料その他の費用の支払い方法

- ① 利用者負担の内容を照合の上、請求月の20日頃までに下記のいずれかの方法により、お支払い下さい。
 - ◎ 事業者指定口座への振り込み
 - ◎ 現金支払い
 ※日用療養消耗品費につきましては、業者指定口座への振り込みをお願いします。
- ② お支払い後、領収書をお渡ししますので、かならず、保管をお願いいたします。

8. 協力医療機関

当事業所では、下記の医療機関・歯科医療機関のご協力をいただいています。

協力医療機関

医療法人 阪本医院 (内科)	八尾市大字山畑 5 - 1	072-941-3222
医真会八尾総合病院 (内科・外科・脳神経外科・循環器科)	八尾市沼 1 - 4 1	072-948-2500
八尾徳洲会総合病院 (内科・外科・脳神経外科・循環器科)	八尾市若草町 1 番地 17 号	072-993-8501

協力歯科医療機関

医療法人至誠会 オーラルケアステーション 天満橋歯科	大阪府中央区内平野町 1 丁目 3 番 9 号	06-6910-0355
----------------------------	-------------------------	--------------

9. 事業所利用にあたっての留意事項

- ◎ 面会は平日 13時から19時まで。日・祝日は10時から19時まで
- ◎ 消灯時間は、21時です。
- ◎ 施設内は禁煙、飲酒は禁止。
- ◎ 火気のお取り扱いは充分ご注意ください。
- ◎ 設備・備品のご利用は、大切にお取り扱いをお願いします。
- ◎ 所持品・備品等のお持込は必要最小限度をお願いします。
- ◎ 利用者の営利行為、宗教の勧誘 特定の政治活動は禁止します。
- ◎ 他の利用者への迷惑行為は禁止します。

10. 秘密保持と個人情報の保護について

① 利用者およびその家族に関する秘密の保持について

事業者および職員は、サービス提供する上で、知り得た利用者、その家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は契約が終了した後も継続します。

② 個人情報の保護について

事業者は、利用者またはその家族からあらかじめ、文書で同意を得ないかぎり、サービス担当者会議において利用者又はその家族の個人情報を用いません。

事業者は、個人情報が含まれる記録物については、管理者の善良な注意を持って管理し、記録物の処分の際にも第三者への遺漏を防止するものとします。

11. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 苦情解決体制を整備しています。
- (2) 従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施しています。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。

12. 身体拘束等について

当施設は、原則として入所者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむをえない場合は、施設管理者または施設長が判断し、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむをえなかった理由を診療録に記載することとします。

(事故発生時の対応)

13. 介護老人保健施設は入所者に対する介護保健サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族に連絡を行うと共に、必要な措置を講じるものとする。

14. 緊急時の対応について

事業所利用中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医にご連絡するとともに、予め指定するご家族の連絡先にも連絡します。

15. 短期入所療養介護療養サービスに関する相談・苦情について

＜事業所の窓口＞	所在地	八尾市大字山畑 5-1
介護老人保健施設 悠久	電話番号	072-941-3222
苑 施設相談室	FAX 番号	072-941-5130
相談員 高谷 千加子	受付時間	9時～17時（土曜日は12時まで）

① 円滑かつ迅速に苦情処理を行なう為の処理体制・手順

- (1) 苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ、状況の聞きとりを行ない、事情の確認をおこなう
- (2) 管理者は、支援相談員に事実関係の確認をおこなう
- (3) 相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行ない、対応を決定する
- (4) 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行なうとともに利用者または家族へは、必ず対応内容を含めた結果報告をおこなう（時間を要する内容もその旨を近日中に連絡する）

② 匿名の苦情への対応を行なう為の処理体制・手順

- (1) 意見箱・苦情箱等の設置をしています。
設置場所・設置箇所数 (1階ロビー及び2.3.4.階談話室)
処理体制・・施設長が召集し、苦情処理委員会で対応・検討し、施設の向上につなげます。

＜市町村の窓口＞ 八尾市保健福祉部 高齢介護課	所在地 電話番号 FAX 番号	八尾市本町 1－1－1 0 7 2－9 2 4－9 3 6 0 0 7 2－9 2 4－1 0 0 5
＜公共団体の窓口＞ 大阪府国民健康 保険団体連合会	所在地 電話番号	大阪府中央区常盤町 1－3－8 中央大通 F N ビル内 0 6－6 9 4 9－5 4 1 8
＜都道府県の窓口＞ 大阪府高齢介護室 施設指導グループ	所在地 電話番号 FAX 番号	大阪府中央区大手前 3－2－1 2 別館 7 階 0 6－6 9 4 4－7 1 0 6 0 6－6 9 4 4－6 6 7 0

16. 非常災害対策

- ①施設は、非常災害に備えて定期的に避難、救出、夜間想定を含めてその他必要な訓練を年 2 回以上行う。
- ②施設は、消防法に準拠して非常災害に関する具体的計画を別に定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。

17. 賠償責任

- ① 介護保険施設サービスの提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって、入所者が損害を被った場合、当施設は入所者に対して損害を賠償するものとします。
- ② 入所者の責に帰すべき事由によって当施設が損害を被った場合、入所者及び扶養者は連帯して当施設に対してその損害を賠償するものとします

この重要事項説明書は令和 1 年 10 月 1 日より施行する。

この重要事項説明書は令和 2 年 7 月 1 日より施行する。

この重要事項説明書は令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

この重要事項説明書は令和 3 年 6 月 1 日より施行する。

この重要事項説明書は令和 3 年 8 月 1 日より施行する。

この重要事項説明書は令和 4 年 6 月 1 日より施行する。

この重要事項説明書は令和 4 年 10 月 18 日より施行する。

この重要事項説明書は令和 5 年 2 月 1 日より施行する。

この重要事項説明書は令和 6 年 1 月 1 日より施行する。

この重要事項説明書は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

この重要事項説明書は令和 6 年 9 月 1 日より施行する。

この重要事項説明書は令和 7 年 5 月 12 日より施行する。

この重要事項説明書は令和 7 年 6 月 19 日より施行する。

この重要事項説明書は令和 7 年 9 月 1 日より施行する。

